

工事等請負業者指名停止の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）、登録業種及び住所

商号又は名称(代表者名)	株式会社宍戸工務店（代表取締役 宍戸ツネ）
登録業種	建設工事部門（建築工事）
住所	福島市町庭坂字遠原二18番地

2. 措置期間

平成23年12月1日～平成25年8月16日（3週間＋残存期間）

なお、当該人は、工事等請負業者指名停止期間中であり、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第12条第1項により残存期間を加算している。

3. 事実概要

平成23年10月25日（火）、当該人が元請として施工した福島県施設管理課発注の西庁舎煙突内部改修工事において、ウインチで吊っていたモルタル入りのバケツの取っ手の紐がほどけ落下し、煙突内部で作業をしていた二次下請負人の作業員に接触し、作業員が負傷した。これは、落下物に対する注意喚起や対策を講じていなかったなど当該人の安全管理の措置が、著しく不適切であったことが原因である。

4. 措置理由

上記のことが、国見町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等別表第3の8（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

【基準等別表第3】

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヵ月以内

問い合わせ先

国見町総務課財政係
国見町大字藤田字観月台15番地（仮庁舎）
電話 024-585-2114（直通）

工事等請負業者指名停止の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）、登録業種及び住所

商号又は名称(代表者名)	三友電設株式会社（代表取締役 増戸 洋）
登録業種	建設工事部門（電気・通信設備工事）
住所	郡山市喜久田町卸一丁目95番地1

2. 措置期間

平成23年12月1日～平成24年1月31日（2ヵ月）

3. 事実概要

当該人は、西郷村が平成22年1月発注した「平成21年度施工 小田倉小学校太陽光発電システム工事」において、建設業法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に違反して、同項の許可（電気工事業）を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したことが、法第28条第1項第6号に該当するとして、平成23年11月21日福島県知事から、7日間の営業停止処分を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、国見町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等別表第4の4（建設業法違反行為）に該当するため。

【基準等別表第4】

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 4 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 12ヵ月以内

問い合わせ先

国見町総務課財政係
国見町大字藤田字観月台15番地（仮庁舎）
電話 024-585-2114(直通)